

第9回RIETIハイライトセミナー

新たな成長戦略—地域活性化と攻めの農業

プレゼンテーション資料

2014年9月5日

浜口 伸明

RIETIプログラムディレクター・ファカルティフェロー/
神戸大学経済経営研究所教授

地域活性化について考える

浜口伸明

RIETI地域経済プログラムディレクター・
ファカルティフェロー

神戸大学経済経営研究所教授

地域活性化の必要性(1)

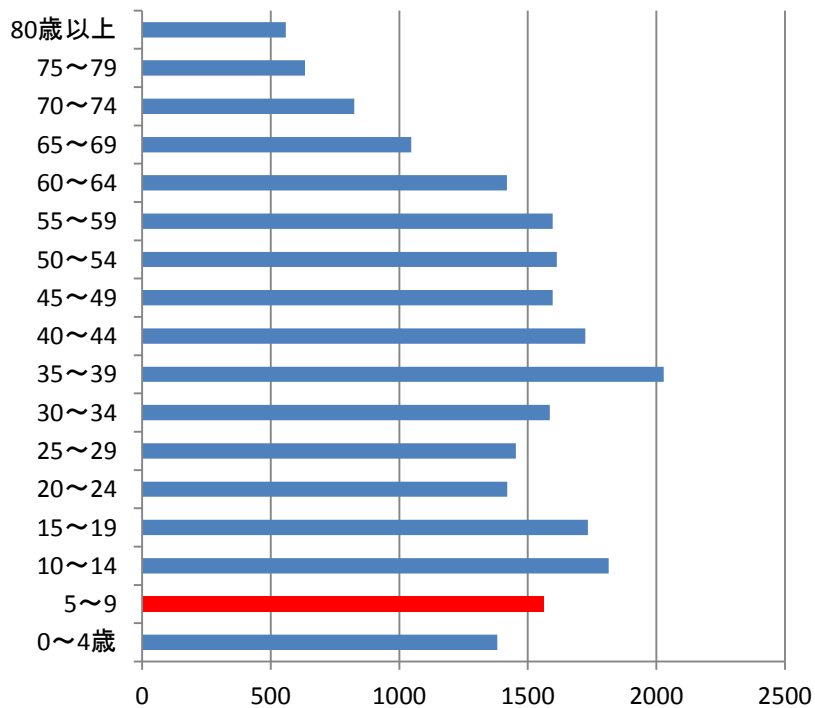
- N. カルドア (1970, The Case for Regional Policies)
 - 地域の運命とその住民の運命は同じではない。地域政策は本当に必要か？
 - 地方の優位性は自然条件に依存(収穫一定)。都市の優位性は累積的に高まる(収穫逦増)、輸送費の低減で格差拡大。過剰集積になれば集積の不経済が顕在化する。
 - 投資補助よりも賃金補助で分散させるべき。頑張る地域は補助を多くしてよい。

地域活性化の必要性(2)

- 日本創成会議「ストップ少子化・地方元気戦略」
(増田レポート) 2014
 - 地方は単なる人口減少にとどまらず、「人口再生産力」そのものを大都市に大幅に流出
 - 子育て支援、ワークライフバランス変化必要。
 - 東京一極集中に歯止めを。人の流れを変える。
 - 若者に魅力のある地域拠点都市を。(人口流出のダム機能、コンパクトシティ化)
 - 有効な地域資源に選択と集中を(地域金融、6次産業化、若者就職支援、中高年移住、観光)。

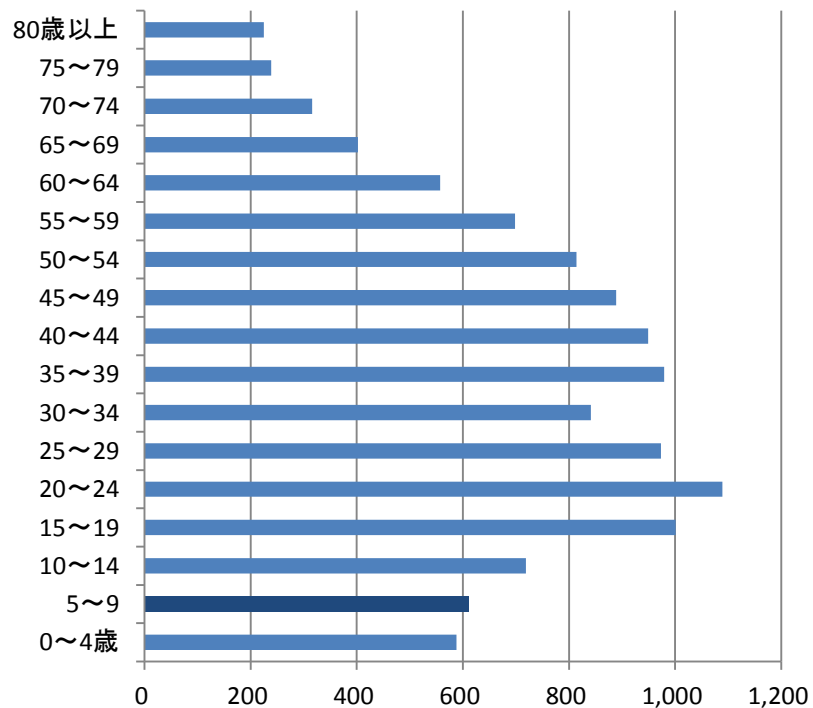
北海道・東北・甲信越

S63



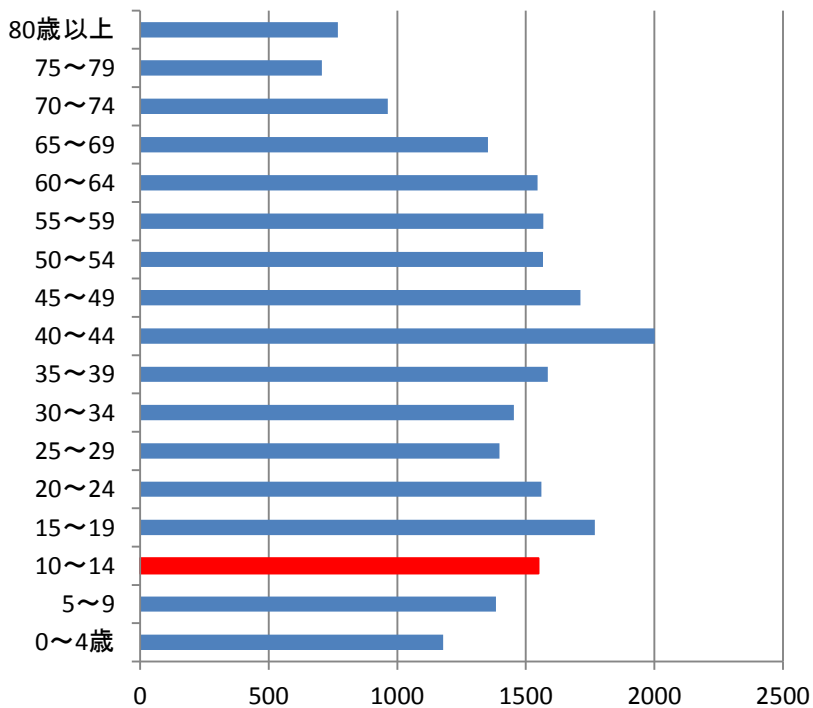
東京

S63



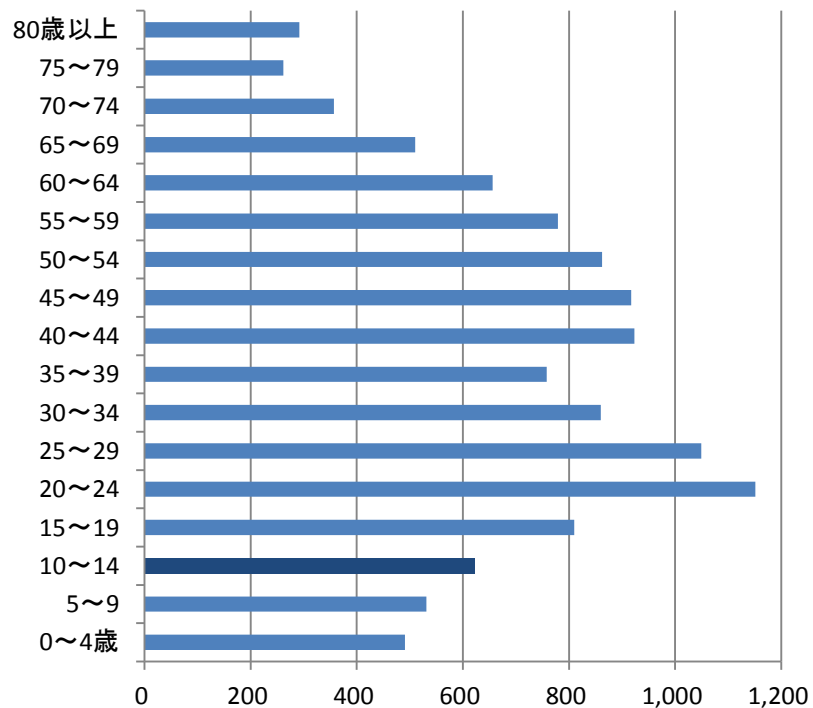
北海道・東北・甲信越

H5



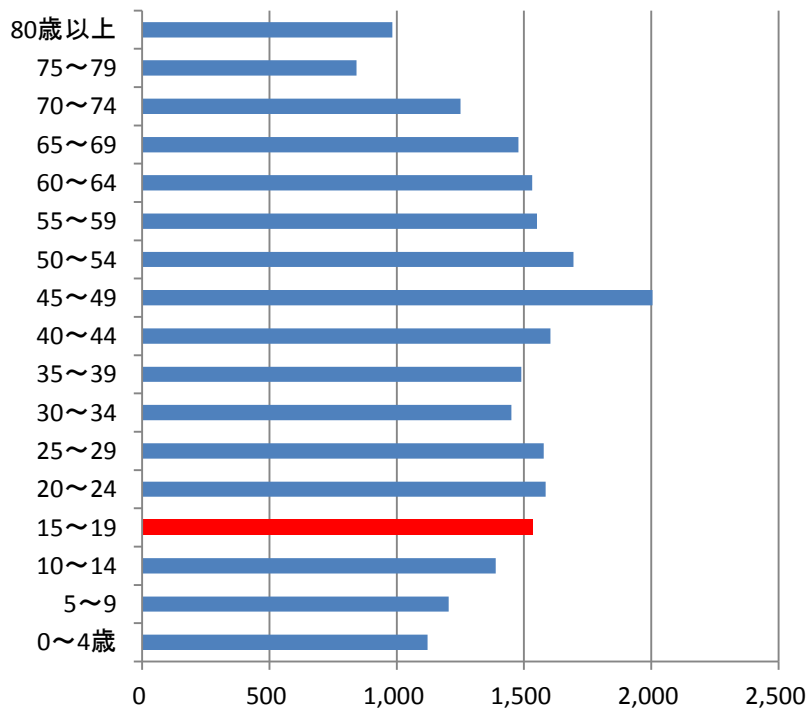
東京

H5



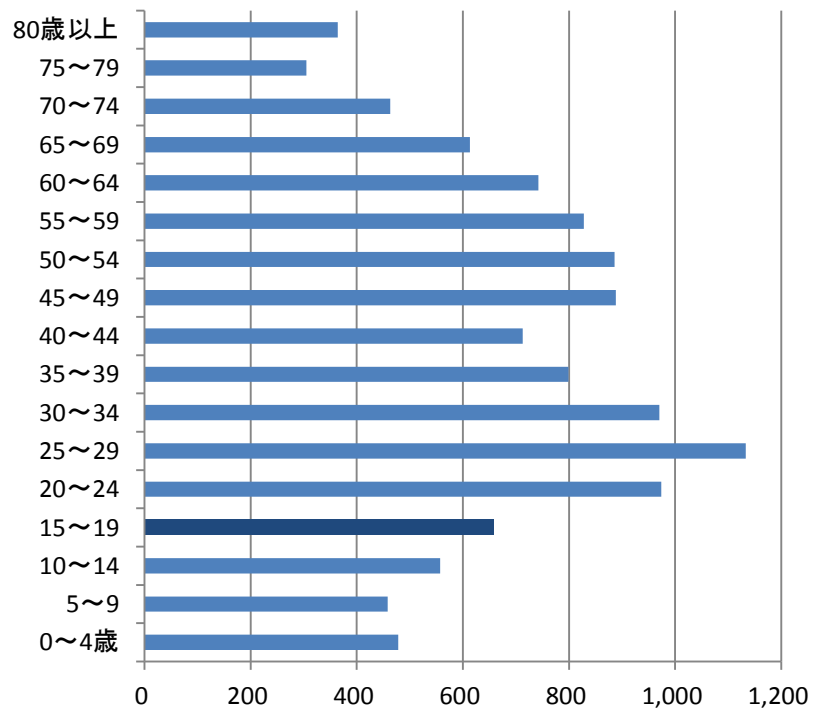
北海道・東北・甲信越

H10



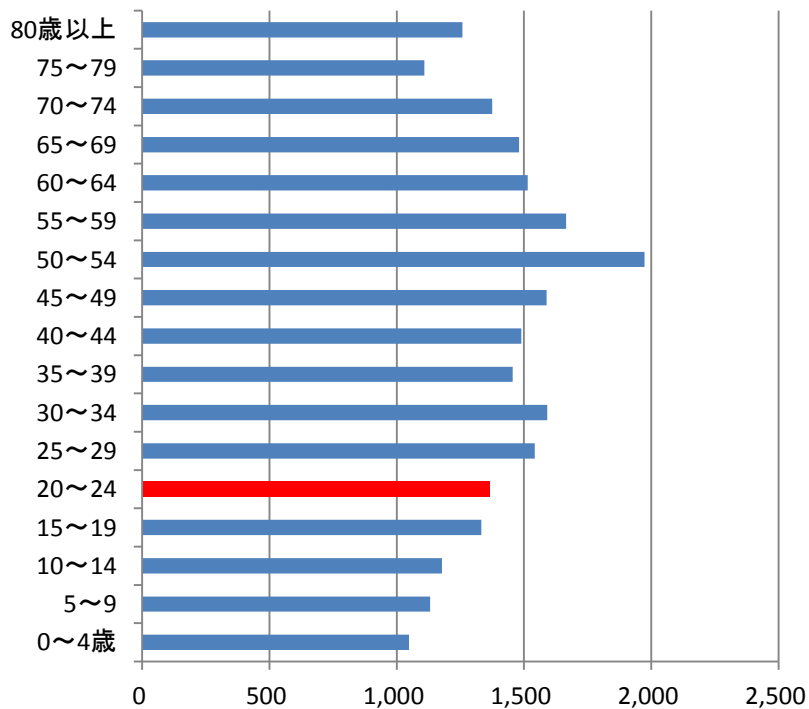
東京

H10



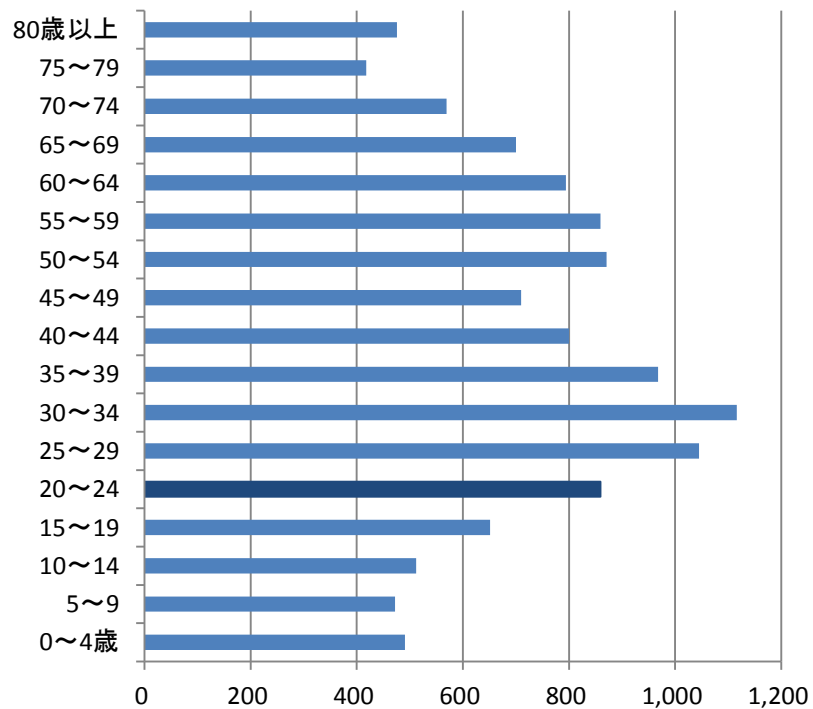
北海道・東北・甲信越

H15



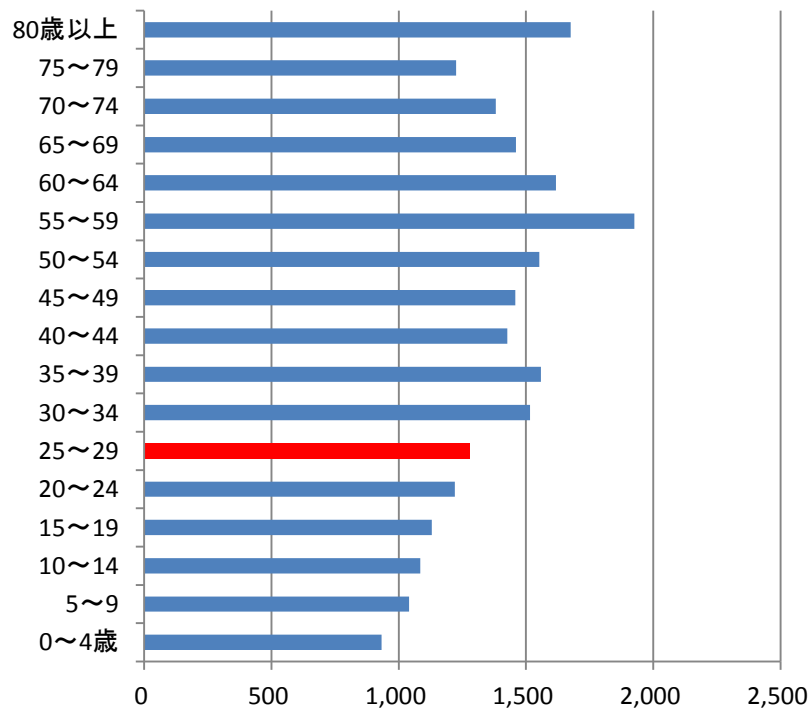
東京

H15



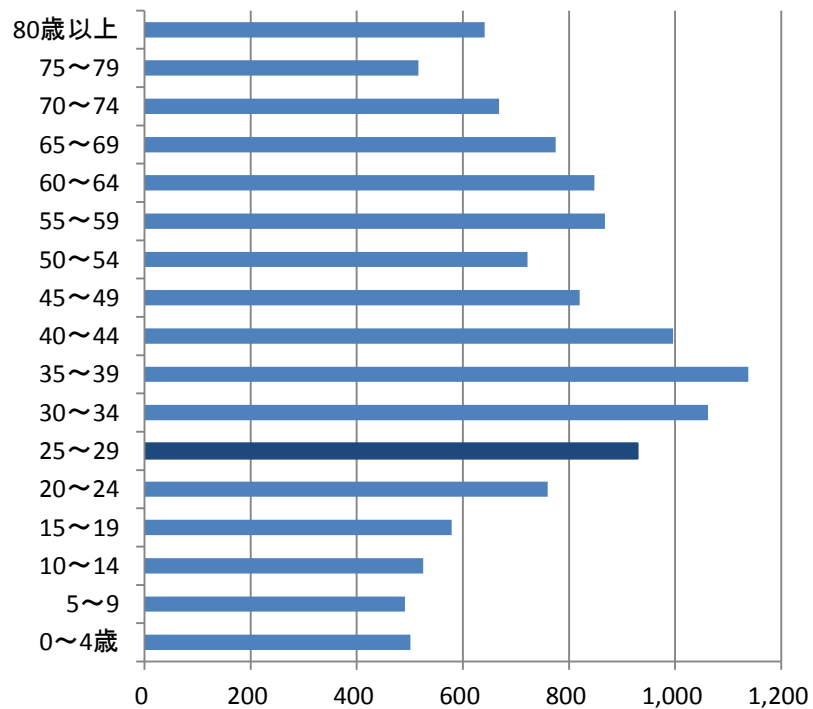
北海道・東北・甲信越

H20



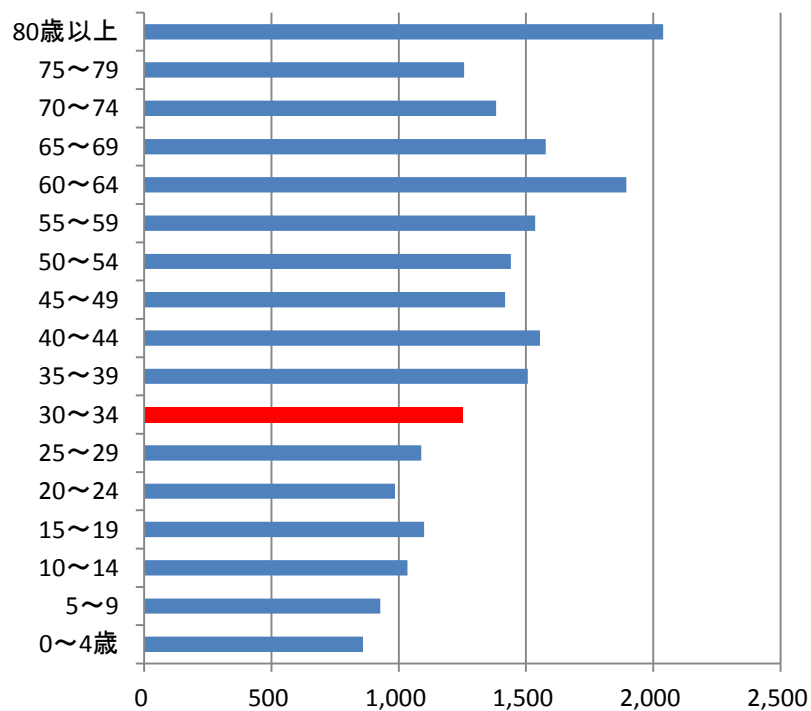
東京

H20



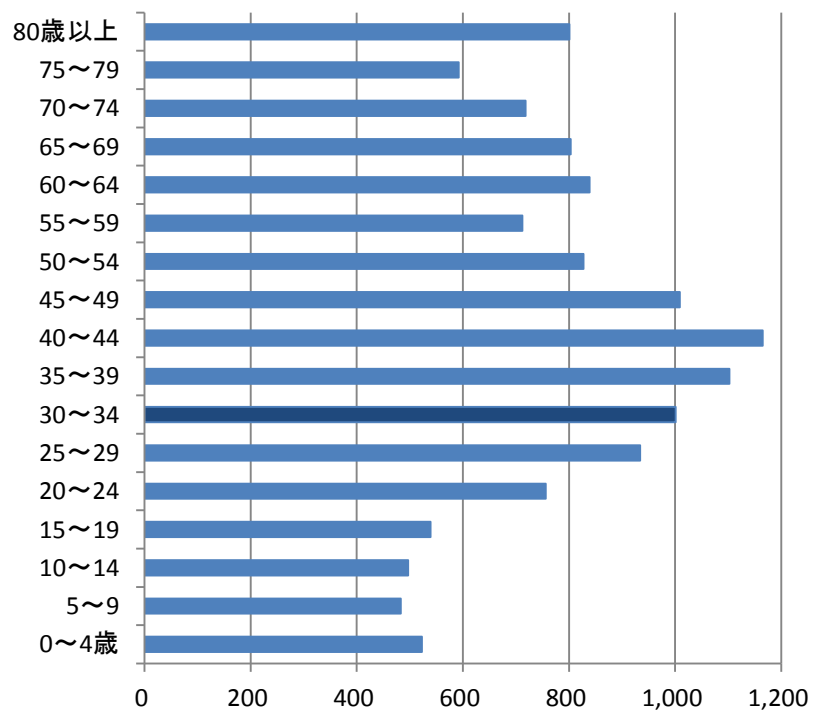
北海道・東北・甲信越

H25



東京

H25



今、重要な決断を迫られている

- 加速する東京一極集中をどうするか。集積の経済が重要。国際的なイノベーションと起業の拠点に。しかし、次の3つの点が検証されるならば、地方分散化が日本全体の活性化につながる。
 - 地方の少子化進行で優秀な若者吸収できなくなる。大きくなりすぎた首都圏でワークライフバランスを改善し、十分な少子化対策を打てるか。
 - 集積固定化でもイノベーションの活力を維持できるのか？（「転がる石に苔は生えない」???)
 - 大きくなりすぎ。集積の経済と無関係が地代が高い東京にあることが企業／日本経済の効率を悪化させていないか。
- 地方活性化は東京の構造改革と一体の問題。

地域活性化の方向性

- 工場誘致。国内回帰(リショアリング)の促進。円安と景気回復前提。海外から雇用を奪い返すゼロサムの発想。帰ってきたら労働節約的？
- グローバル・サプライチェーン参入。海外直接投資と補完的な生産工程分業。プラスサムの発想。地方企業のグローバル化必要。
- 本社サービス機能の地方分散。同時に東京の集積の不経済も軽減される効率改善的。徹底したIT化で可能なはず。非金銭的な集積の不経済の見直しを。子育て環境の良い地方で、ワークライフバランスの改善につながる期待。BCPにも効果。
- 地域資源の活性化
 - 集約的利用
 - 革新的利用(新商品、新結合、新市場)

地域活性化のための政策

- 工場・オフィス誘致、企業国際化支援
 - － 法人税等地方優遇措置。社会保険料事業主負担金減免。
 - － 雇用助成金（雇用情勢が厳しいところほど人件費が下がるように＜カルドア＞。国際間の為替レート調整と違い、賃金は下方硬直性があるため。地域的取り組みと連動させる。）
 - － 自治体の独自の取り組みに対する交付金。

地域活性化のための政策

- 地域資源活性化支援

- 規制緩和による参入費用の引き下げと集約化促進
(特区アプローチ→全国展開)
- イノベーションの推進力「ばかもの」「わかもの」「よそもの」
 - 新製品開発、新市場開発活動の助成
 - 空き家利用
 - 若者雇用助成(大学→地域NPO→企業、あるいは地域→大学→地域のキャリアパスなど)
 - 地域住民の積極的関与と変化への寛容性醸成
- ただしどれも必要条件で、十分条件とは言えない。地域資源の持続的利用の視点も重要。

(参考) 政府が行っている地域活性化政策の体系化

国・地方一体となった地域活性化の取組

(注) □ は、法定施策。
()内の数字は、平成26年5月1日時点。

都市機能の増進による地域活性化

◎都市再生 (62地域)
(本部設置:H13.5、法施行:H14.4)
都市再生による国際競争力の向上、
防災機能の確保等の推進

- ・都市再生緊急整備地域 (62地域、最終指定:H25.7)
- ・特定都市再生緊急整備地域 (11地域、最終指定:H25.7)

【支援策】

- ・都市計画等の特例
- ・税制措置(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)
- ・財政措置(社会資本整備総合交付金(国)、都市再生安全確保計画策定事業費補助金、都市安全確保促進事業費補助金(国))
- ・金融措置(民都機構による金融支援)

◎中心市街地活性化

(本部設置:H18.8、法施行:H10.7)
(計画認定155件、最終認定:H26.3)
中心市街地における都市機能の増進、
経済活力の向上

【支援策】

- ・財政措置(社会資本整備総合交付金(国)、中心市街地再興戦略補助金(経)、中心市街地活性化ソフト事業(総))

規制改革を軸に据えた地域活性化

◎国家戦略特区 (法成立:H25.12、施行:H26.4)
国、地方、民間が一体となって、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出するため、大胆な規制改革等を総合的、集中的に実施。

【支援策】

- ・規制の特例措置
- ・税制措置(法人税(特別償却/投資税額控除、即時償却、固定資産税))
- ・金融措置(利子補給金)

◎総合特区 (本部設置:H23.8、法施行:H23.8)
包括的・先駆的な地域のチャレンジを総合的に国が支援(48地域)

○**国際戦略総合特区**(7地域、最終指定:H23.12)
我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成

○**地域活性化総合特区**(41地域、最終指定:H25.9)
地域資源を最大限活用した地域力の向上

【支援策】

- ・規制の特例措置
- ・税制措置(法人税(特別償却/投資税額控除、所得控除)、所得税(出資に係る所得控除))
- ・財政措置(各省予算の重点活用、推進調整費)
- ・金融措置(利子補給金)

◎構造改革特区 (本部設置:H14.7、法施行:H14.12)
(計画認定1,218件、最終認定:H26.3)
地域を限定した規制改革による構造改革の推進

【支援策】・規制の特例措置

その他の特定政策課題への対応

◎地域再生 (本部設置:H15.10、法施行:H17.4)
(計画認定1,666件、最終認定:H26.3)
地域経済活性化、雇用機会創出等、地域の自主的・自立的な取組を支援

【支援策】・財政措置(地域再生基盤強化交付金)
・金融措置(利子補給金)

◎特定地域再生
(計画認定6件(上記内数)、最終認定:H26.3)
全国の地域に共通する重要な政策課題を国が指定し重点的に支援

【支援策】上記に加え、

- ・税制措置(所得税(株式譲渡益控除等))
- ・財政措置(特定地域再生事業費補助金)
- ・地方債の特例(国庫補助対象の除却を対象)

◎環境未来都市 (11都市、最終選定:H23.12)
(閣議決定:H22.6)

◎環境モデル都市 (23都市、最終選定:H26.3)
(首相施政方針:H20.1、本部決定H25.3)
低炭素化(環境モデル都市)、環境、超高齢化対応等に優れた持続可能な都市(環境未来都市)

【支援策】・取組評価、公表
・有識者による現地支援

◎稼働中産業遺産等世界遺産登録
(推進室の設置:H24.5、推薦の閣議了解:H26.1)
「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録を推進

◎地域活性化プラットフォーム

- ・地域活性化関連の政策をパッケージ化し、地方公共団体に示すことにより、地方公共団体がパッケージで政策の選択ができるようにする。
- ・政策テーマに応じてモデルケースを設定

ワーキングチーム
地域活性化担当大臣
+有識者

関係閣僚会合 — 地域活性化プラットフォーム—

連絡調整会議 — 地方公共団体へのワンストップの支援の具体化—